○勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱

平成18年10月16日

告示第55号

改正　平成19年3月26日告示第106号

平成20年4月23日告示第18号

平成22年12月28日告示第78号

平成24年4月24日告示第8号

平成25年3月29日告示第121号

平成26年3月12日告示第120号

平成28年5月6日告示第27号

令和2年3月31日告示第159号

令和3年3月31日告示第269号

(目的)

第1条　この要綱は、障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条に定める障害者をいう。以下「障害者」という。)が自立した社会生活を営むことができるよう、勝山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年勝山市規則第9号)に定める地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業、理解促進研修・啓発事業、手話奉仕員養成研修事業、成年後見制度利用支援事業及び社会参加促進事業(以下これらの事業を「支援等事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条　支援等事業の実施主体は、勝山市とする。

2　福祉事務所長は、支援等事業の全部又は一部を、他の自治体又は適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等の事業所(以下「事業所」という。)に委託することができる。ただし、社会参加促進事業については、障害者団体等に委託することができる。

(事業内容)

第3条　地域活動支援センター事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の基礎的事業のほか、社会適応訓練等を行う場を提供するものとする。

2　移動支援事業は、一人で移動することが困難な障害者に対し、1日で用務を終える外出であって、次に掲げるものに係る支援を行うものとする。ただし、通勤若しくは営業活動等の経済活動に係る外出並びに通年かつ長期にわたる外出については、当該支援を行わないものとする。

(1)　社会生活上必要不可欠な外出

(2)　社会通念上適当と認められる余暇活動等の社会参加のための外出であって、次のいずれかに該当するもの

ア　個別支援型　個別的支援が必要な障害者等に対する一対一による支援

イ　グループ支援型　屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援

ウ　車両移送型　福祉バス等車両の巡回による、障害者団体の各種行事への参加のための送迎支援

3　日中一時支援事業は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な者に対し、障害者が障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練及び支援を行うものとする。ただし、法第28条第1項第6号に規定する生活介護の支給決定を受けている者については、日中一時支援事業に優先して、当該支給決定量の範囲内で生活介護を利用するものとする。

4　理解促進・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、地域住民に対して障害者等への理解を深めるための、研修・啓発事業を行うものとする。

5　手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成研修するものとする。

6　成年後見制度利用支援事業は、国の定める基準に該当し、成年後見制度の利用が有効であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援するものとする。

7　社会参加促進事業については、レクリエーション活動等支援事業、奉仕員養成研修事業、点字・声の広報等発行事業のほか、障害者の社会参加を促進する事業を行うものとする。

(申請)

第4条　支援等事業を利用しようとする障害者(以下「申請者」という。)は、障害者地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)を福祉事務所長に提出するものとする。ただし、社会参加促進事業については、申請書の提出は必要ない。

(決定)

第5条　福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を障害者地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)により当該申請者に通知する。この場合において、第3条第1項から第5項までに定める事業の利用決定を受けた申請者には、地域生活支援事業受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)に必要事項を記入し発行するものとする。

2　日中一時支援事業の利用決定に当たっては、法に基づく区分認定の内容を決定通知及び受給者証に記載するものとする。ただし、区分認定の決定を受けていない者については、法に基づく一次判定により区分認定を行うものとする。

(利用の方法)

第6条　申請者が第3条第2項から第5項までの支援等事業を利用しようとするときは、受給者証を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(費用の負担)

第7条　第5条の規定により、移動支援事業及び日中一時支援事業のいずれかの事業について利用の決定を受けた障害者は、事業の利用に要する経費(以下「事業経費」という。)に対する利用者負担金を事業所に支払うものとする。

2　前項の利用者負担金は、法に定める障害福祉サービスの利用者負担金及び利用者負担上限月額を適用する。

3　地域活動支援センターの利用は、利用者負担金は無料とし、利用者は実費のみ負担する。

4　成年後見制度利用支援事業に要する費用の負担は、高齢者の成年後見制度利用支援事業に準ずる。

5　法に定める障害福祉サービス及び支援等事業の利用者負担の合計金額が、法に定める利用者負担上限月額を超えた場合は、超過した事業に要する経費は無料とする。

6　事業所は、事業経費から第1項、第2項及び第4項の定めにより算出した利用者負担金を差し引いた額を、市長に請求するものとする。

(事業所の申請等)

第8条　支援等事業のうち、移動支援事業及び日中一時支援事業を実施しようとする事業所は、勝山市地域生活支援事業所指定申請書(様式第4号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

2　支援等事業を実施する事業所は、県の認可を受けている障害者のサービス事業所、又は高齢者の施設で障害者を受け入れることができる基準等を作成している事業所でなければならない。

3　移動支援事業を行う事業所は、ガイドヘルパー研修を修了した者、又は介護ヘルパー資格を有し障害者支援に関する研修を修了した者をもって事業に当たらなければならない。

4　福祉事務所長は、第1項の申請を受けたときは事業所の事業内容等を審査し、事業を実施できる適切な事業所であるとの判断をしたときは、速やかに勝山市地域生活支援事業所として指定しなければならない。

附　則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年3月26日告示第106号)

1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2　平成19年度については、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第107号)の65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例に該当する者は、市民税非課税として取り扱う。

附　則(平成20年4月23日告示第18号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附　則(平成22年12月28日告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附　則(平成24年4月24日告示第8号)

(施行期日等)

1　この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2　平成24年3月31日までにされた申請に基づく第7条に規定する利用者負担金については、なお従前の例による。

附　則(平成25年3月29日告示第121号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月12日告示第120号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成28年5月6日告示第27号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(令和2年3月31日告示第159号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月31日告示第269号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　　月　　日

障害者地域生活支援事業利用申請書

勝山市福祉事務所長　様

勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

※日中一時支援事業又は移動支援事業を利用申請される場合に、個人番号を記載してください。

申請者	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏名	個人番号〔　　〕		
	居住地	電話番号		
フリガナ			生年月日	年　月　日
支給申請に係る児童氏名			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有・無	区分　1　2　3　4　5　6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（　）・要介護　1　2　3　4　5	
		利用中のサービスの種類と内容等				

申請する支援の種類・内容	種別	□　地域活動支援センター事業	□　日中一時支援事業
		□　移動支援事業	□　成年後見制度利用支援事業
	内容		

様式第2号(第5条関係)

第　　号
年　月　日

障害者地域生活支援事業利用決定(却下)通知書

様

勝山市福祉事務所長　　㊞

勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1　決　定

決定者	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	居住地	電話番号		
フリガナ			生年月日	年　月　日
決定に係る児童氏名			続柄	
有効期間			負担割合	

支援の種類・内容	種別	□　地域活動支援センター事業	□　日中一時支援事業(区分：　　)
		□　移動支援事業	□　成年後見制度利用支援事業
	内容		

2　却　下

却下理由	

(注意事項)　記載事項等に変更があったときには、勝山市福祉事務所長にその旨を届け出て下さい。

様式第3号（第5条関係）

地域生活支援事業受給者証		
受給者	番　　号	
	居住地	
	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	
交付年月日		
支給市町村名及び印	福井県勝山市 勝山市福祉事務所長 福井県勝山市郡町1丁目1-50 TEL　0779－87－0777	

支給決定の内容		
サービスの種類	区分	内　　容
移動支援事業		
日中一時支援事業		
地域活動支援センター		
利用者負担割合		支給決定期間
特記事項		

利用施設等の記入欄	
施設等の名称	利用開始日 利用終了日
	利用開始日 年　月　日
	利用終了日 年　月　日
	利用開始日 年　月　日
	利用終了日 年　月　日
	利用開始日 年　月　日
	利用終了日 年　月　日
備　考	

注　意　事　項

1　この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。

2　地域生活支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。

3　支給決定期間を経過したときは、サービスを利用できませんので、支給決定期間を経過する前に勝山市にこの証を添えて、再申請をしてください。

4　区分の変更をする必要がある場合は、区分の変更の申請をすることができます。

5　この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、勝山市にその旨を届け出てください。

6　支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。

　居住地を移そうとする場合は、事前に、勝山市にご連絡、ご相談ください。

7　この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。

　また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、勝山市に返してください。

8　受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を勝山市に返してください。

9　不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

10　支給決定の内容欄に記載されていない支援については、利用することができません。

利用施設等の記入欄	
施設等の名称	利用開始日 利用終了日
	利用開始日 年　月　日
	利用終了日 年　月　日
	利用開始日 年　月　日
	利用終了日 年　月　日
	利用開始日 年　月　日
	利用終了日 年　月　日
備　考	

様式第4号(第8条関係)

年　月　日

勝山市地域生活支援事業所指定申請書

勝山市福祉事務所長　様

申請者　所在地
名　称
代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び勝山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第21条に規定する地域生活支援事業について勝山市の当該事業者の指定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者

ふりがな	
名称	
代表者の職・氏名	
主たる事業所の所在地	
電話番号	
FAX番号	

指定を受けようとする事業所・施設

ふりがな	
事業所(施設)名称	
事業所の所在地	

実施事業(右の四角に丸をつけてください)			事業開始予定日	備考
指定を受けようとするサービスの種類	日中一時支援		年　月　日	
	移動支援		年　月　日	
			年　月　日	

※備考欄には、対象障害(身体・知的・児童・精神)、土日祝日の実施の有無、送迎の有無、その他付帯するサービス等を記載してください。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第8条関係)